

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○県営土地改良事業計画の縦覧

○県営土地改良事業換地計画の縦覧（二件）

○保安林の指定施業要件の変更

○道路の区域変更

○道路の供用開始

正 誤

○宮城県公報令和三年号外第一三三号（令和三年三月三十一日付け）中

○宮城県公報令和三年号外第二一号（令和三年三月三十一日付け）中

○宮城県告示第五百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和三年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び
所在地

廃止する指定障害
福祉サービスの種類

設置者名

廃止年月日

〇四一二七〇〇三九五

夢の風とみや
富谷市富谷西沢十三

就労移行支援

社会福祉法人
永楽会

令和三年六月
三十日

○宮城県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営富上地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年七月六日から令和三年八月五日まで

三 縦覧場所

柴田町役場

○宮城県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業吉田中部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年七月七日から令和三年八月六日まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

換地計画書の写し

令和三年七月七日から令和三年八月六日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年七月七日から令和三年八月六日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年七月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 白石上山線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
前	後	前	後	前	後
刈田郡蔵王町宮字町八番四地先から 同郡同町宮字町一一番一地先まで		八・三	八・六	八二・三	八二・三
		九・八	一〇・三		

○宮城県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年七月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月六日

<p>○宮城県公報令和三年号外第一三三号（令和三年三月三十一日付け）中</p> <p>ページ 下 段 行 第五号第三号 正 誤</p> <p>四 後ろか 五 五</p> <p>二三 一九</p> <p>三五 一一</p> <p>三六 後ろか 二 二</p> <p>四一 湖沼水位調節施設建設事業 湖沼水位調節施設建設事業</p> <p>○宮城県公報令和三年号外第二二二号（令和三年三月三十一日付け）中</p> <p>ページ 上 段 行 第二十条第二項 正 誤</p> <p>九 第二十二号第二項</p>		<p>正 誤</p>		<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>							
				<table border="1"> <tr> <td>県 道</td> <td>白石上山線</td> </tr> <tr> <td>道路の種類</td> <td>路線名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>供用開始の区間</p> <p>刈田郡蔵王町宮字町八番四地先から 同郡同町宮字町二一番一地先まで</p> </td> </tr> <tr> <td>令和三年七月六日</td> <td>供用開始年月日</td> </tr> </table>	県 道	白石上山線	道路の種類	路線名	<p>供用開始の区間</p> <p>刈田郡蔵王町宮字町八番四地先から 同郡同町宮字町二一番一地先まで</p>		令和三年七月六日
県 道	白石上山線										
道路の種類	路線名										
<p>供用開始の区間</p> <p>刈田郡蔵王町宮字町八番四地先から 同郡同町宮字町二一番一地先まで</p>											
令和三年七月六日	供用開始年月日										